

大平氏と吾南地方

守護領国制 暦応三年（一三四〇）の大高坂城（高知市）陥落によって、土佐における公武の対立には結着がつき、武家方勝利として事態は收拾されたこと前述したとおりである。もっとも完全な事態の收拾にはなお時間を要したが、当初から四国経営に積極的であった足利氏は、一族細川氏をつぎつぎに四国に送り込み、とくに南北朝の末期における細川頼之の活動によって、事態收拾は大きく前進、ついに土佐にも細川氏庶流の細川頼益が、香美郡田村庄（南国市）の田村城に入城、阿波細川氏の名代として、すなわち土佐の守護代細川氏支配は成立する。およそ康暦二年（一三八〇）ごろといわれる「高知県史古代中世編」。こうした室町幕府の支配体制を世に守護大名による守護領国制と呼び、その特徴は、守護（守護代）が管内の地頭―国人を配下に被官として統率し、いわゆる一円支配を行なうことである。これを具体的に説明すれば、かつてなお鎌倉期相当勢力を維持した荘園の領主―領家も、南北朝の動乱の過程で大きく衰え、たとえば前述「佐伯文書」の示すように、「兵糧料所」として、戦功ある武家方の将士に荘園支配に重要な役割を持った「預所職」が与えられる等、武家方の荘園支配力は大きく前進し、かりに吾川庄のように、なお京六條若宮八幡、あるいは醍醐寺の荘園として伝統的な関係は維持されていたとしても、その内容については大きく変貌したのであって、荘園の在地における直接支配者が、地頭と称したとしても、あるいは預所と称したとしても、その内容には変りはなく、いずれも国人こくにんと称せられるように、村落領主として在地のほぼ完全な支配者として、いわゆる封建領主制―一円支配を完成する。したがって

名目的にはなお荘園として存在する所でも、もはや荘園領主の直接支配は完全に失しなわれ、ようやく国人の手をへて、該地からの貢納が荘園領主の所へ送られる程度である。主客の地位は完全に交代したものであって、国人によって恩恵的に伝統が守られていると云えそうである。

もっとも守護領国制にはなお荘園制の名残があり、それが内部的な弱さとなっている。「吸江文書」に原漢文

土佐国吾川山庄内上谷川村事

右所領は道祐重代相伝の私領也、而して美作国高田庄内甘波村並びに安名村替りとして、永代を限り寄進せしめる也。二親菩提及び道祐没後追善不退転のよう御計いの段悦びに存じ候、但し此内先年の寄付に任せ、拾貫文は吸江庵に寄進し奉る者也。若し此旨に違ふ子孫に於ては不孝の仁たるべく候、後証の為の状件の如し。

文和三年二月晦日

三浦下野守

関田駒吉氏によれば「土佐史談」、三浦氏は美作（岡山県）在住の地頭であったという。美作国の地頭が土佐国の吾川山庄の一部を領有することの不自然さ、これがなお守護領国制によって揚棄されていない荘園制の残滓であり、また守護領国制の弱さであろう。こうした分散所領は、やがて戦国大名の領域拡大戦の恰好の餌食となっていく。

思うに土佐における南北朝の対立を見るに、在地は公家方、武家方に分かれて激しく対立したのであったが、なお在地より台頭して土佐国を統一するものではなく、いずれも一郡以下の多くは村落領主そらうしゅの連合による対立戦であった。したがって自力でもって土佐を従えるには、なお二百年後の長宗我部氏の出現を待たねばならなかったのである。だからこそ南北朝の対立は、外部より入部した有力者細川氏の権威によって上から急速に調整される。国人として自立を目指しながらも、まだ国人自身も未熟であり、内部には多くの問題点も抱えていたという

年代	神社名	大平氏	鎮座村名
正平二	小村天神宮	大平 国藤	高岡郡 日下村
同二〇	蓮池八幡宮大般若経奉納	同 国兼	同 郡 蓮池村
永享九	鳴無神社修造	同 国文	同 郡 浦ノ内村
文明一六	横倉社修造	同 国雄	同 郡 越知村
明応六	若一王子宮修造	同 元俊	吾川郡 諸木村
同七	鳴無神社修造	同 国條	高岡郡 浦ノ内村
文龜三	小村天神宮六歌仙奉納	同 国雄	同 郡 日下村
永正元	鴨部社修造	同 国雄ら	土佐郡 鴨部村
同五	春日神社修造	同 元国	高岡郡 浦ノ内村
同九	葛原権現宮修造	同 国亮	同 郡 日下村
同 一六	鯨坂八幡宮修造	同 元国	同 郡 佐川郷
同 一六	若一王子社修造	同 元国	吾川郡 吉原村
大永五	横倉社修造	同 元国	高岡郡 越知村
同 八	妹背八幡宮修造	同 国直	同 郡 日下村
天文七	上宮谷天満宮修造	同 国興	同 郡 同村
同 九	葛原若一王子宫修造	同 国興	同 郡 同村

図に示すとさらに適確である。すなわち棟札の示す大平氏に造営の諸社の一覧は、

べきであろう。

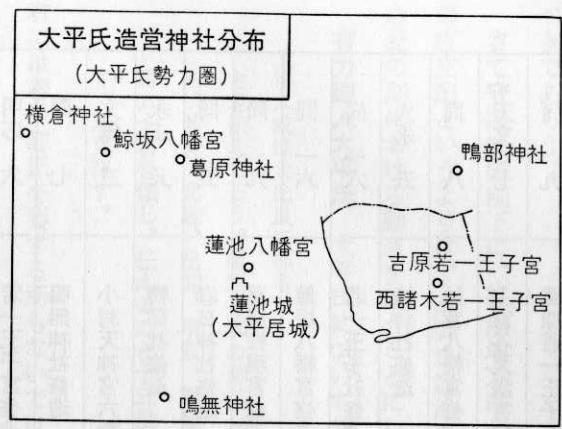
さて守護領国制下に、吾南地方はどのような道を歩んだのであろうか。諸書の示すところでは、守護代細川氏の直支配というよりは、高岡郡蓮池城（土佐市）主の有力人大平氏の指揮下にあったようである。以下大平氏の此の期における動きを追うことにしよう。

有力人大平氏 大平氏についての最初の歴史的研究は「土佐遺語」谷秦山である。

大平（或は大比良に作る）

古老伝えて云う。藤原秀郷の裔にして、東鑑謂う所の蓮池権頭家綱の後なり。世々高岡郡蓮池城に居し、蓮池、高岡、大内、波介、北地、出間、甲原、塚地、用石、新居、宇佐、龍、猪畦、浦ノ内、才畑、仁野、木塚凡そ十七村、一万六千二百九十石を領し、伝えること十三世、四百二十年を歴す。永祿九年丙寅権頭某秦氏に敗るる所となり、戸波積善寺に自殺す。墓見存す。

右には若干訂正を要する所もないではない。まず蓮池権頭家綱は、源希義殺害の中心人物として、源氏勢力の土佐侵入によって「蓮池は討たれぬ」「吉良物語」が自然である。したがって大平が藤原を名乗ったことは、諸社の棟札に出ているので正しいものであるが、おそらく源氏勢力を代表して、蓮池権頭の跡地に入部してきたものであろう。「八幡荘伝承記」。その後高岡郡東部、北部に発展する大平氏は、「佐伯文書」の「近藤四郎左衛門尉」とある近藤氏をはじめ名乗ったと、中山厳水は「土佐国編年紀事略」で述べている。近藤氏は当時公家方であったが、機を見て武家方に転じたのであろうか。厳水は同書で「紋様」からも近藤氏すなわち大平氏としているが、幾分不自然の感じもしないではない。それとは別に、大平氏が「土佐遺語」の示すように高東、高北、吾南に跨がるかなり広大な支配圏を形成したのは、「土佐国編年紀事略」所収の棟札からも明らかで、その分布を略



業にも及んだ。大平氏を代表する多彩華麗なものであった。その大平氏が東から本山氏に、西からは一條氏にと挾撃され、その最後の姿もよく伝えられぬように滅び去ったのは何故であろうか。大平氏の支配体制からきたものと考えられる。すなわち大平氏の配下には、各村々にまた国人があった。後述のように弘岡には吉良氏、喜津賀には木塚氏、森山には森山氏というように、また波川には波川氏、目下には三宮氏である。したがって、長宗我部氏を大平氏らが滅ぼした場合のように、いわば国人層の連合の上に大平氏も立っていた。その本拠蓮池村(土佐市)付近を除けば、恒常的な支配圏とは考えられない

ものである。心血を注いで得た所領というよりは、利を見て一時的にいわば合従連衡した団結の上に立つ。このような弱体な組織の上に立っては、戦国期を生き抜くことはできなかったものと思われる。さて前述のように、大平氏の傘下にあった吉良氏は、これと結んで長宗我部氏を一度滅ぼしている。また、その四年前の永正元年(一五〇四)には同じく大平氏と共同して土佐郡鴨部庄(高知市)の鴨部社を修造する。戦国期を控えて吉良氏は健在であったことがわかる。以下吉良氏を含む、吾南平野を占居した国人層のこの期の動向を見ることにしよう。

国人の成長

国人の成長 国人とは名主を従えた村落領主である。いわば名主連合の中心になるものである。したがって国人の成長は鎌倉末期にまで溯る。下村效氏御教示によれば「潮崎稜威文書」東大史料編纂所蔵、熊野御師の旦那帖に、

土佐国津の殿ノ御一門、同御内人々、
 たけさ木のねうおう一もん
 いしたてとのの御一もん、同御内人々、
 くるいわたの、御一もん、
 いのとの、御一もん、同おとたけのいよとの、
 おの、御さた人、うさの大夫さへものとの、

大平氏の最後は明らかでないが、大体永禄九年(一五六六)滅びたものとされている。鎌倉初期入国とすれば、三百五十年を超える間である。本来は地頭であるが、室町時代には守護代クラスの有力国人であったことがわかる。とくに戦国初期の国雄、元国の時代栄えたのは、多くの神社の造営に示されるとおりである。当時は軍事的にも有力で、土佐戦国期開始と考えられる永正五年(一五〇八)四月には、「本山左近将監、大平隠岐守元国、吉良平三尉、山田治部少輔大中臣基道等長岡郡豊岡城主長宗我部信濃守秦兼序ヲ伐テ是ヲ滅ス」「土佐国編年紀事略」ほどであった。また国雄が京に出て五山の禅僧あるいは公家と、風雅の交わりを持ったことも有名で、地頭—国人層の文化的系譜を辿れば、津野之高—大平国雄—吉良宣経と連なるようである。国雄は一條氏を幡多に迎えることも一役果たしたといわれ、その活動は宇佐浦(土佐市)を基地とする商

ふるかうのへいむまのせうのしそん、
やないのおの一もん、いのくらのこんのかみ、
あさくらにもしんるいあり、
かもへのしゅう、
はたのかたうの一もん、同かつら木の一もん、
すきもとのかんぬしの一もん、

元弘三年三月十三日 高吉 花押

これによれば、すでに元弘三年（一三三三）の時点で、前記大平氏の領域地方の村々には、石立（高知市）、黒岩（佐川町）、伊野（伊野町）、乙竹（同）、宇佐（土佐市）、八田（伊野町）等村単位に御一門とよばれる有力者が現われる。この時点ではなお国人とは言えないにしても、南北朝期の動乱を生き抜いて彼らは国人となる。すなわち「大野の御沙汰人」あるいは「鴨部の衆」——名主たちを糾合して、その中心に位いするようになってくる。

「根木屋文書」「土佐国編年紀事略」によれば、物部川の上流大忍庄楨山領（物部村）では、鎌倉最末期左のように激しい動揺が起っている。

御庄被山百姓守利名主重国言上、員外たる国近種々の不調悪行を致すの間、惣じて云々斯く云々は鬱を含み大概連署状を以て言上せしむる子細云々は、是非寛宥の御沙汰の条子細を愁訴の事、右彼国近と号するは、年来不調悪行の次第計るに勝るべからず、其故云々は或は白刃を致し供うるに当名百姓数輩を以てし、下手人数を差し損せしむ云々、主以下或は公方申賜の御書を掠め奉り、下は威勢に誇り或は当初盗犯以下に及ぶ、重々大犯の旨公私の為め連署状を捧げ訴え申し度き所也（略）

原漢文

元弘元年十二月四日

このように、庄園内を暴れまわる者を悪党と呼んでいる。こうした悪党の跳梁は、南北朝動乱を前にしての新しい社会への胎動であって、悪党が国人になるとはもちろん限らないが、そうした社会が公武の対立を含んで国人成長の条件となってくる。「吸江文書」にも

宝幢寺領土佐国吾川山之内。桃木。谷事

本主三浦下野守寄進状に任せ、先国師避状明鏡の処、庄主違乱云々の事実なれば尤も然るべからず。所詮彼下地は吸江に渡し進めらるべし、請取るに於ては向後庄主の綺い有るべからざるの状件の如し。

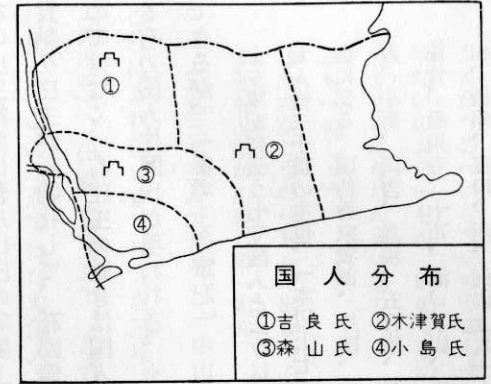
応永四年五月十四日

吾川庄主禪師

都寺桂珍
（吸江庵都寺）

右の庄主禪師は吾川山庄の実際上の支配者であろう。「庄主違乱」はしたがって、宝幢寺領となった吾川山庄の貢納を庄主が私物化して、荘園領主に送らなかつたものである。これは当時の大勢であって吾川山庄に限ったものではなく、右庄主の動きは国人への道を具体的に示すものであって、やがてその線上に、吾川山庄を基盤とする有力国人片岡氏が現われる。土佐に成長した国人は、「長宗我部地検帳」からも後述のように読み取ることができるが、「参考土佐軍記」中山厳水にはつぎのように簡約されている。

土左軍記に云う七守護人と云うは、本山、安喜、大平、山田、津野、吉良、長宗我部、一本山田なくして香宗我部あり、此七人皆三千貫の主也、一本以上七人也に作る、森、国沢、千屋、蚊居田此四人守護につき三千貫也。一本三千貫二千貫の領主也に作る。国侍香宗我部、片岡、中村、尾川、三ノ宮、波川、能津、大高坂、吉松、大黒、野中、谷、姫倉、横山、稲毛、久万、小野、国吉、馬場、五百蔵、萩野、甫喜山、伊尾木、山川、安田、北之川、室津、有井、和食、奈半利、北村、賀江、佐竹、秦泉寺、十市、池、下田、広井、執行、西和田、上村、野田、豊永、一本又其頃作る。新田五人衆といは、志和、西原、窪川、西、東以上六十人也、一本是なり二作る。按ずるに長元物語巻尾亦此文あり。何人の記する所をしらず、



但し立石氏彼書を著すの後ふたび書加うるものか、猶よく考うべきものなり。これによれば、国人は七守護とこれにつぐ四人衆、さらにこれにつぐ六十人衆と三つに分けられているが、要するに室町時代一村以上の地域の一人領主として、守護代細川氏に直接または有力国人を通じて従ったものである。吉良氏は七守護に入っているが、おそらく大平氏を介して守護代傘下にあったと思われるのは、前述大平氏の勢力圏から考えられたことである。以上土佐の国人について一般的に考えたが、以下は春野地方の国人群像である。

国人の村 古代以来の荘園村落は、律令制下の郷の伝統を持ち、上からの支配のための村落であったことは、吾川庄が大野、仲村の両郷でずっと

呼ばれてきたことからも領かれることである。このなかから中世村落の生まれることは、住民の共同意識の成長であって、中世村落こそ近世村落をへて近代にもその伝統は生き、村落自治の原点となるものである。さて吾川庄の大野、仲村両郷からどうやって中世村落が生まれたのであろうか。春野地方の場合を考えることにする。

地域住民の共同意識は、まず生活の場としての自然環境から生まれる。端的に言えば地勢の持つ枠組であり、これは主として山野の配置である。かくて農業とくに水利水防は村落結合の要となる。したがって大野郷が自然条件によって伊野、八田、弘岡に分れ、仲村郷には森山(秋山、甲殿を含む)、仁ノ(西畑を含む)、喜津賀、長浜の各村が成長してくる。しかしながら、これらの中世村落が地検帳につきのように明瞭な境界を持つのは、自然の条件だけではない。まず「弘岡地検帳」中之村上之村に、

弘岡大塚之事

一、弘岡と喜津賀との大塚は、太瀬之橋よりひがし二番目のからうと山のはた、ひき石より南へ森山の馬屋の城の本丸東のはなに見当るなり。又ひき石より北は上の森を嶺をかきりに北へ、屏風口にひかし谷のひかし永うねを北の嶺へ引き、とうだこえのよこみねかきり見当る也。

として弘岡村と喜津賀村の境界を示す。また弘岡村と森山村との境界は

一、南はもちなりの後大道にて、ひかへし盗人か森を三つ二つ見当る也、それよりひかし喜津賀分塩屋の松へ見当る也。

となる。同様にして高岡、八田、朝倉の境界をも示している。「仲村郷森山地検帳」にも、「喜津賀森山大塚王子ノハナ浜限詰テ」と甲殿村に示されている。「吾川郡仁ノ村西畑」地検帳には仁ノ(西畑を含む)の境を、

一、用石ノ堺東ハアマウツノハナヲ浮岩エ見当ニテ、

一、仁ノ村ト森山トノ境西ハ小松ノハナ、東ハ小山カ嶺ヲ限テ、

なお喜津賀と長浜との境界は、「吾川郡長浜村地検帳」に「西ハ喜津賀大塚ナムラノハナヲ限」とあって、前述のように、吾南地方に検地の段階になお大野郷、仲村郷と郷名は残っていたとしても、内部には新しい中世村落が長浜、喜津賀、弘岡、森山、仁ノと生まれ、その堺を明示するように、村落内に共同生活は成立し、貢納、採草地、水利、水害等に連帯関係を持っている。こうした中世村落は、さらに後述のようにより細分化された近世村落に編成替えをされるが、いずれもこれらの四カ村には村落領主一人国を持ち、これが中世村落の核を形成する。地検帳をみよう。「吾川郡喜津賀東分地検帳」に

詰ノタン

一、四十四代式歩 下々定芝荒
木津賀古城

同(東分) 同村(吉原村) 雞冠木□

左京進殿御分

右の木津賀古城は喜津賀の中央の小丘で、広い水田に囲まれている。相当の城であったことは、詰ノ段一本丸に隣って、「蔵ノタン」、「政所ノタン」、「弓場ノタン」、「堀」、「二ノへ」等があるので明らかである。不幸にしてこの城の城主は本山氏、長宗我部氏の吾南における争覇戦に壊滅したらしく、ただ木塚左衛門大夫と伝えられるだけである。しかしながら地検帳の記事によれば、右のように、貢納物を容れる蔵、政務を司どる政所、武術を練磨する弓場、防禦のための堀がある。すべては国人の姿を彷彿させるのではないか。

また弘岡村の国人吉良氏の場合「弘岡村地検帳」中之村上之村に、その拠点は

- 西ノ城本丸
- 一、三十三代 久荒
- 同(西ノ城ノ村) 同(町又五郎) 抱
- 同 (散田)

と荒廃しているが、これは後述本山氏に敗れ去ったこと、また吉良親実の自刃等の転変のためであって、本来の国人吉良氏は堂々ここに在城する。本丸を囲んで二ノ且五、三ノ且六、四ノ且一ある。ここにも前述木津賀古城のように文武の諸機能が備っていたことであろう。なお吉良氏の古城は右の「西ノ城」とは別に吉良峰城として東方にある。急峻な高さ百メートル余の丘陵の頂上は相当に平坦で、地検帳に何故示されていないかは明らかでないが、吉良氏の盛時には二つの城があったことになる。国人のA級として七守護に入れられるのも自然であろうか。

前述弘岡大塚の「森山の馬屋の城」は「吾河郡仲村郷森山地検帳」の、

- 詰ノタイ
- 一、六代四歩 久アレ 畠下々
- 同(森山村) 同(富家出雲守) 給
- 同 (森山分)

とこれまた本山、長宗我部と激動期をへた結果無惨に没落荒廃し、森山村の国人森山氏についてもほとんど伝えられていないが、仁淀川旧分流の南側にあつて、中島、森山、秋山、甲殿を加えた森山分を従えた国人の姿は、

この「詰ノタイ」を中心にした「東二ノ堀三方ホリ懸テ」、「二ノ堀」によって推察することができる。城跡は小丘でさまで広くないが、「ホリ」の埋められた跡からはすの種が発見され、それが発芽したことを聞いた吉川憲二氏聴込。国人の姿がもつとも不明瞭なのは仁ノ村である。これは地域もせまく国人勢力が小であつたからと考えられるが、「吾河郡仁ノ村西畑地検帳」に

- 同し(小島)ノ北一ヶ所懸テ
- 一、老反 出三拾四代老歩
- 同村(仁ノ村) 小島久左衛門給
- 同 同 (仁ノ村分)
- 同喜兵衛居

の小島一族が国人と考えられ、前者のように城と呼ぶほどのものは設けなかつたとしても、西畑を含む仁ノ村を国人として支配したものと考えられる。むしろ国人として大をなさなかつたので、近世にまで小島氏はその繁栄を持ち込むことができたようである。

さて「安芸文書」 「近世村落自治史料集第二輯土佐国地方史料」に左の史料がある。

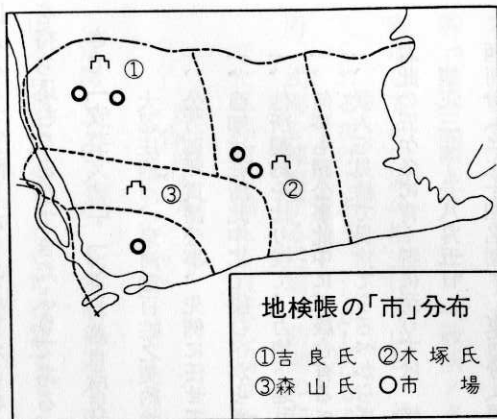
- 大忍庄西河、東河御百姓之契約状之事
- 一、公方御年貢諸公事、先例に任せて勤仕すべき事⁽¹²⁾
- 一、当知行在所此中にて望むべからざる事、
- 一、他所契約を仕り候て、万地下違乱有るべからざる事、
- 一、何事も諸公事此中にて談合有るべき事、
- 一、我人を見捨て見捨てらるべからざる事、

右此の五ヶ条に背く者に至りては、傍輩の儀有るべからず候、仍て後日の為の契約状件の如し。

康正三年丁丑八月五日

西河分(名主十四名判) 東河分(同 十四名判)

公文判



康正三年（一四五七）は、応仁の乱に先立つ十年である。国人支配の成熟期である。名主たちがたがいに、強く現状維持を盟っている右の契約の頂点には、国人が居る。国人支配は、結局南北朝動乱收拾のための妥協のようである。名主が、やがてより強力な勢力に対して後述の被官契約として個人的に結び付く時、名主連合の契約は破れて戦国時代へと揺れ動いていく。ただ国人支配の名主連合が、村落生活における共同意識を高めたことは評価されるべきであって、土一揆のない辺境地域における新しい村は、こうして生まれたのではなからうか。国人を核とした名主の連合は、旧い形を強く残したこと前記史料に明らかであるが、その歴史的意義は少ではないと思う。

いは名主層に銭貨の使用が進み、年貢の銭納による貫高制も成立し、春野地方でも地検帳によれば、木津賀古城の東方に一貫田という地坪がある。当然に国人の支配圏内に市場集落の発達が見られるはずである。「喜津賀西分地検帳」に

古市。 出拾四代壹歩
一、壹反 中ヤシキ

市ノ村 北代助兵衛給
同 し(喜津賀分)
彦四郎居

ほか九筆の「古市」はこれに当るのであろう。長宗我部氏支配下に古市は衰え、「人不居」―無人の屋敷となっているのが四屋敷もあるが、国人木塚氏の栄えた時代にはさかんに交易が行なわれたはずである。最近発掘され

た山根遺跡の人びともここに出入し、この市場で鍋の類を購入したかもわからない。

また「弘岡地検帳」中之村上之村には、

古市東ノ町北ノハシ
一、十六代 出七代貳歩
中屋敷

古市 万々磯進作
善長寺分

ほか十屋敷の「古市東ノ町」とまた、

古市西ノ町神母ヤシキ二ヶ所懸テ
一、壹反 出三十四代壹分
下屋敷

古市ノ村 本谷伊豆分
中内惣右衛門 給
神衛門作

ほか五屋敷の「古市西ノ町」がある。これらはまた当然国人吉良氏支配下の市場町であって、木塚氏同様滅び去ってその市場は衰えている。なおこれら古市には桶結たづなむす、番匠、畳師の給地があり、市場町の性格を示して興味がある。また「仁ノ村西畑地検帳」に

イチノハシ
一、四拾代 出貳拾七代
下ヤシキ

同村(仁ノ村) 妙種寺領
同 し(仁ノ村分)
次良左衛門ゑ

ほか三屋敷も市屋敷と考えられる。

本来は長宗我部期で触れるはずであるが、便宜上市として一括ここでまとめることにしたのは、長宗我部氏は「弘岡地検帳」中之村上之村によれば、古市とは別に新しく

市屋敷西町
一、十七代 出四代勺才
中屋敷

同(森田村) 主作
前田善右衛門 給

ほか二十四の西町を、また同帳に

市東町北ノハシ
一所十代 出式十式代五分
中屋敷

新在家 本永野伊加守抱分
番匠 与一 給

ほか二十六屋敷の東町を成立させている。⁽¹³⁾ また「喜津賀西分地検帳」にも、

福イチ
一、四拾代 出式代四歩
下ヤシキ

同村 勝賀野六良兵衛給
同 し(喜津賀分)

ほか三屋敷がある。長宗我部氏の商業政策を知ることができるのではないかと考えられる。国人森山氏の支配地に、市場集落らしいものが発見されないのは不思議ではあるが、弘岡、喜津賀西分の市場にそれぞれ出入したものと考えられよう。

註1、高田庄は岡山県真庭郡勝山町である。この地が有名になったのは、元慶元年(八七七)銅を産出献上してからである。近世は三浦氏の城下町であった「大日本地名辞典」。

註2、「佐伯文書」にでる公家方、武家方与同の武将は、一部を除けば「越知」「佐川」「度賀野」等いずれも村落単位の領主である。

註3、「八幡荘伝承記」によれば、権頭家綱は源氏より追討を受けて敗北、遁れて高北に赴き、ついに現越知町遊行寺で滅びたという。

註4、「高知県史古代中世編」所収の大平氏系図によれば、近藤氏と大平氏は兄弟として出発している。この系図は「八幡荘伝承記」等を参照したとあるが、近藤→大平は、高北、高東、幡郡に跨がる大名族ということになる。

註5、「高知県史古代中世編」参照。

註6、国人支配は名主までであって、名主に内包されたその一族、さらにその支配下の名子、下人への直接支配は、戦国大名、近世大名と歴史発展の過程を経なければならぬ。

註7、片岡氏については、「片岡姓壬生、高岡郡の豪族、吾川、高岡一万余石(略)古伝に云う、片岡祖先関東より吾川郡片岡に住む。後高岡郡黒岩に移る。六世を経て世系連綿」「土佐国蠹簡集」原漢文とある。

註8、国人を至高一所領の大小によって三区分して考えるよりも、その内部構造の類似性に注意することが、より重要であると思う。

註9、貢納に対する連帶的観念は、あるいは自然的条件による連帶観念よりも、より直接的で強力な場合もありうると思う。

註10、地検帳には城が明示されていない場合が多い。たとえば「津野半山地検帳」に

一、式反 姫野
御土居

と津野氏の土居は出るが、城については書かれていない。吉良氏についても、「弘岡地検帳」中之村上之村に

御土居屋敷三且懸テ 同(大谷川内村)
一、三反式代 上屋敷 御土居

御土居は津野氏、吉良氏(検地当時滅びているので、誰か長宗我部氏の代官が居住したと思う)の居館で、城は別にあったと思う。地検帳に城が示されなかった理由は、長宗我部氏が特別待遇を与えたからであろうか。

註11、地検帳には各村々に城とあるホノギ(小字)がでる。たとえば「吾川郡喜津賀東分地検帳」所収東諸木村には、「同じ西古城詰テ」また「吾川郡仁ノ村西畑」地検帳の西畑に、「同じノ西城ノ前」とある。「土佐古城略史」によれば春野地方に左の城があったという。

吉良城(弘岡上)、木塚城(西分村)、森山城(森山村)、秋山城(秋山村)、芳原城(芳原村)、東諸木城(東諸木村)、雀森城(東諸木村)

これらの城の多くは、国人から戦国武士への道歩んだ有力者の、いわば挫折した姿と見てはどうであろうか。

註12、この場合名主契約一団結の第一に年貢公事が挙げられる。団結の契機には政治的社会的条件が優先しているようである。

註13、長宗我部期創設と考えられる弘岡村の市町には、漆、番匠、大鋸、桶結、索鋤師、定尺、中間等の給地がある。またこれらの市町は、いずれも計画的にあるいは国人吉良氏、また長宗我部氏が商工業者に屋敷地を分与したと考えられるが、地割当時の大体の面積の度数分布を、地検帳から次表として示してみよう。

市町名	面積	一五代未満	一五―二〇代	二〇代以上	計
古市 東ノ町		〇	二	九	一一
同 西ノ町		〇	〇	六	六
市屋敷 東町		一四	七	六	二七
同 西町		五	一六	四	二五

この地割から市町成立の年代の順序が考えられないだろうか。

戦国期の春野

吉良宣経の善政

「吉良條目」 「吉良物語」によれば、吉良宣経（一五一四―一五一）は「善い哉、教戒する事、宣経はそれ人倫の重き所を知れる人か」とあるように、戦国武将ながらも儒教政治を実践した名君のようである。「吉良物語」のほかには宣経について語るものがなく、また「吉良物語」の記事も、あまりに儒教的であって、戦国期という時代相との間に違和を感じられるが、以下同書によって宣経を語ることにしよう。

宣経は、天文二十年（一五五二）三十八歳で死去したことになっていて、大平国雄より少し後れて活動した武将であった。宣経についてはまず「吉良條目」を語らねばならない。條目制定は「長宗我部掟書」に先んじること約五十年であるが、その制定が天文年中とすれば、他に例のないことではない。條目は二つの部分からな

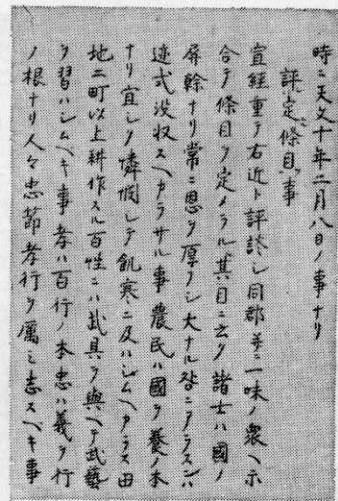
り、一つは積極的に実行を督促した項目「法式」であり、他は「禁制の目」とあるように、逆に禁止を命じたものである。もちろんこのように截然と分けるのは不自然であって、互いに入り交ってはいるが、大体両者でいわゆる楯の両面となる。まず「其の目」に云くとある「法式」―督促条項を示そう。

諸士は国の藩衛なり、常に恩を厚うし大なる咎にあらざらんば述式没収すべからざる事、農民は国を養ふの本なり、宜しく憐憫して飢寒に及ばしむべからず。田地二町以上耕作する百姓には武具を与へて武芸を習はしむべき事。孝は百行の本、忠は義を行ふの根なり、人々忠節孝行を励み志すべき事。朋友相交るには信實を本とす。艱苦の時遂に相救ひ恵むべき事。同郡の組衆并に会約の衆は常に相親みて兄弟の如くし、怨あれば直ちに告げ語りて聊か心に残すべからざる事。昼夜に限らず苦し洪水焼亡出で来らば、其の処に早鐘を撞きて隣境の同約衆より急に救ふべき事。敵方俄に來りて攻め取り濫妨し、或は麦稲を刈り取る事あらば、村々に太鼓を打ち鉄砲を鳴らして隣郷群り起って早速追ひ払ふべき事。

諸士の組頭、百姓の庄屋と成る者、間断なく支配の人の善悪を吟味して、小善小悪は辞にて褒美警戒して是を勧め懲らし、大なる善悪は領主へ告げて賞を与へ、罰を行ふべき事。

組頭、横目、庄屋、小奉行毫髪も賂を納むべからず、日々油断なく巡察して四民其の業に怠らざる様にすべき事。獄訟訴訟の判断は心を平にして、依拠なく必ず跡に拘らず其の情を尋ねて賞罰の輕重を定むべき事。

従來の商人、或は他郷の出家行者よく穿鑿して早く領内を出すべき事。武勇芸能の士は国の宝なり、領下に若し是あらば微賤の者なりとも



「吉良物語」
(高知県立図書館蔵)